令和５年度放課後児童クラブ募集のお知らせ

〇放課後児童クラブとは

町内の小学校に通う児童で、放課後及び学校休業日に、保護者が就労等のため昼間家庭にいない児童に対し、「遊び」・「生活」を通して児童の健全育成を図ることを目的とする事業です。

１　対象児童（利用基準）

利用できる児童は次のいずれにも該当する必要があります。

（１）　鏡石町内の小学校に在学している児童

（２）　保護者等が就労等のため昼間家庭で保育できない児童

※保護者とは・・・児童と同居もしくは、同一敷地内に居住している成人の家族全員です。

《就労時間等の具体的な審査基準》　　※①②両方の基準を満たす必要があります。

①　日曜日・祝日を除き、週４日以上就労していること

②　勤務就労時刻が午後３時３０分以降であること

※保護者が求職中・育児休暇中は利用の対象となりません。
※同居（同一住所）している６５歳未満の方も含みます。

２　児童クラブの利用要件及び利用できる期間

利用要件	児童クラブを利用できる期間
〇就労（学）のため	雇用（就学）の定めがある場合は、その月末まで
〇母親の妊娠・出産等	出産予定日２か月前の属する１日から出産２か月後の日が属する月末まで
〇病気、病人の看護等	病気等が回復するまで（看護、介護している者の病気等が治るまで）
〇その他（自然災害等）	必要と認める期間

※同居している６５歳未満の祖父母（叔父、叔母含む）等も上記の表に該当している必要があります。

３　開設日および利用時間

開　設　日	月曜日～金曜日	土曜日（ふれあい交流館のみ）	長期休業・学校行事振替休日
利 用 時 間	放課後～18：30	7：30～18：30	7：30～18：30
延長預かり	18：30～19：00		

〇　休館日・・・日曜日、祝日、　年末年始（１２月２９日～１月３日まで）
災害（台風等）やウイルス感染対策の場合も休館になる場合がございます。

４　利用の種類

（１）登録利用　・・・　月１１日以上利用希望の方

（２）一時利用　・・・　月１０日以内利用希望の方

５　利用手続

（１）申込期間　**令和４年１２月５日（月）から令和４年１２月２３日（金）まで（期限厳守）**

※土・日・祝日を除きます。

（２）申込先　　**〇新規申込　→　鏡石町福祉こども課**

〇継続申込　→　利用中の放課後児童クラブ

年度途中の申込

→随時、福祉こども課で受付をします。申込受付の締切日は、原則利用希望日の前月の２０日までです。
（休日の場合は、前日までの開庁日です。）

利用解除の手続き

→利用解除を希望する場合は、必ず利用解除を予定する月の２０日までに解除届を提出してください。
（休日の場合は、前日までの開庁日です。）

（３）提出書類　（申込児童１人につき１組必要です。）

登録利用

①放課後児童クラブ利用申込書
②同意書兼誓約書
③就労証明書等
④委任状（未納や課税状況の調査委任）

※上記②、③、④の書類において、児童が複数の場合、２人目以降はコピーを添付してください。
※③の就労証明書等の書類において、保育施設等現況届や児童クラブの現況届、令和５年度保育施設等利用申込の添付書類で提出している方は、就労証明書等を省略できます。
※令和４年１月１日現在、鏡石町に住民登録が無かった方は、以前お住まいの市町村から令和４年度所得・（非）課税証明書等の写し（または市町村民税課税額の確認がとれる書類の写し）を提出していただく必要があります。

必要書類は、下記の表より該当するものを提出してください。利用申込をする児童が複数となる場合は、１人目は原本、２人目以降はコピーを添付してください。

利用要件		必要な書類	備考
就労	会社員・パート	就労証明書	事業所の方が記入したもの
	産休中		
	自営業・内職	現況（就労）証明書または就労証明書	基本、事業主が記入
	農業	耕作証明書	町農業委員会で発行
	職業訓練	訓練受講決定通知など	受講内容･受講スケジュールのわかるもの
就学など		在学証明書等	在学を証明するものの写し
妊娠中・出産		出産（予定）児童の母子手帳の写し	表紙と出産（予定）日のわかる部分の写し
病気や病人の看護・介護等		・申立書 ・看護・介護を受ける人の診断書、障害者手帳等の写し	病名等がわかる書類の写し

○注意　同居または、同一敷地内に居住している祖父母等がいれば祖父母等についても就労証明書を添付してください。なお、同居している祖父母等が就労していない場合、面倒をみることができない理由を「児童クラブ利用申込書」の「申込理由」の欄に具体的にご記入ください。（「病院・診療所への通院」だけでは理由になりませんのでご注意ください。
※６５歳未満の方についての証明書等の提出は必須ですが、６５歳以上であっても就労している場合等は証明書等を提出していただくことで、優先順位があがります。

一時利用

①　放課後児童クラブ利用申込書（一時利用）　　②同意書兼誓約書

※上記②の書類において、児童が複数の場合、２人目以降はコピーを添付してください。
※申込書類について、内容に虚偽があった場合は、利用できないことがあります。
※家庭の状況等に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

６　利用決定の方法及び入館までのスケジュール

（１）利用決定の方法

書類審査によって利用の決定をします。年度当初の児童クラブの利用決定は、申込書に記載されている放課後の家庭状況等を総合的に判断し、児童クラブの必要性が高い児童を優先して行います。申込の受付順ではありません。
また、登録児童が著しく増えた場合は、入所要件を満たしていても入所をお待ちいただく場合があります。受け入れ人数に空きができた際には、優先順位の高い児童から優先して入所を決定します。
※児童の心身発達状態等によって、集団での支援が困難であると判断される場合は、入所できない場合があります。

（2）入館までのスケジュール

利用申込書配布開始
令和4年11月28日（月）から
福祉こども課、児童クラブ、町内保育施設・幼稚園等

↓

利用申込書受付開始
令和4年12月5日（月）から
【新規の方】福祉こども課
【継続の方】利用中の放課後児童クラブ

↓

提出期限：令和4年12月23日（金）

↓

福祉こども課で書類審査

↓

利用決定通知は、令和5年1月末頃発送予定です。

利用保留通知は、令和5年1月末頃発送予定です。

↓

入館（令和5年4月1日から）

7　利用決定の取り消し

利用決定後、次に該当するときには決定を取り消す場合があります。

・児童クラブの利用対象児童でなくなった場合
・申込書類に虚偽の記載があった場合
・児童が疾病、不良行為等により利用の対象として不適当である場合
・利用料等の滞納が一か月以上ある場合

8　利用料金

種別	登　録　利　用	一　時　利　用
・利用料	月額　4,000円（町県民税非課税世帯は半額）	1日　250円
・おやつ代・保護者会費等	月額　2,000円	1日　100円
・延長預かり	一回　100円	

※課税非課税の判定は**令和3年分**の所得を基準とします。
※保護者の送迎が遅れる場合は、延長預かり（午後6時30分から午後7時）を実施します。

●月額利用料は口座振替になります。

◎登録利用料の口座振替日　→　利用した月の月末
◎一時・延長預かりの利用料の口座振替日　→　利用した月の翌月15日
※口座振替日が休日、祝日の場合は翌日になります。
○おやつ代、保護者会費等については各クラブにおいて実費徴収となります。入所している児童クラブで集金袋が渡されますので、毎月25日までに各児童クラブに納付してください。

9　開設場所及び募集定員

児童クラブ名	開設場所	募集定員
鏡石一小放課後児童クラブ	児童ふれあい交流館	150名程度（小学校1年生～6年生）
鏡石二小放課後児童クラブ	鏡石第二小学校内空き教室	60名程度（小学校1年生～6年生）

※土曜日は一小　・二小の児童共にふれあい交流館のみでの利用となります。

《お問い合わせ先》　鏡石町　福祉こども課　こどもグループ　電話：0248－62－2210

記入例

記入の際の注意点
①間違って記入してしまった場合は二重線で訂正のうえ押印をお願いします。
【使用できない筆記用具等】
× 鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープ
②スタンプ印（シャチハタ印）は使用できません。

保護者名
原則、①父の氏名
②母の氏名

令和　　年　　月　　日

住　所　　鏡石町中央５９番地

氏　名　　鏡石　一郎　　印

令和５年４月現在（予定）の学年を記入
クラスはわかる方のみ記入

放課後児童クラブ利用申込書

ふりがな 児童氏名	鏡石　太郎	生年月日	平成　24 年 5 月 5 日		
学校名	鏡石町立鏡石第一小学校	学年 クラス	1学年 組	性別	(男)・女
利用区分 （該当する番号を○で囲んでください）	(1)鏡石一小放課後児童クラブ（1～6年生） 2.鏡石二小放課後児童クラブ（1～6年生）	申請区分	新規 継続		

同居の家族の状況	氏名	続柄	年齢	勤務先及び学校名等	電話番号
	鏡石　一郎	父	38	鏡石町役場	-2111
	鏡石　花子	母	36	鏡石商店	
	鏡石　アヤメ	姉	13		
	鏡石　次郎	祖父	64	無職	

申込時点で児童クラブを利用している方は継続に○
それ以外の方は新規に○を付ける

連絡が取りやすい方の名前を左から順に記入する

同居している家族全員を記入
※利用児童以外の者の名前を記入する

緊急時の連絡先 （氏名・児童との続柄） 優先順位の高い順に左からご記入ください。	090－○○○○－○○○○ （鏡石　花子　・　母　）	090－○○○○－○○○○ （鏡石　一郎　・　父　）	090－○○○○－○○○○ （鏡石　次郎　・祖父　）

児童の健康状態	(1.) 良好 2. 持病等（　　） ※アレルギー等あれば記入してください	児童の障害の有無	有・(無)
習い事、塾等	(有)・無	（習い事等の内容、曜日、時間） 例】サッカー（月・水）15：00～18：00	

申請理由	例】両親共に就労しており、同居している祖父は足が不自由で身体障害者手帳も交付されているであり同居している家族が日中児童の面倒を見ることができないため、児童クラブの利用申し込みます。

※家族に祖父母等が同居していれば、面倒をみることができない理由についても記入してください。

受付年月日	可否	決定年月日	利用開始年月日
令和　　年　　月　　日		令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日

★申込に関するよくあるお問い合わせ★

Ｑ：現時点で保護者は就労していませんが、これから働きたいと思っています。
Ａ：求職中は利用要件を満たしませんので、勤務が決まり次第の申し込みとなります。

Ｑ：就労先が期間雇用のため、４月１日以降の勤務日の「就労証明書」が提出できません。
Ａ：４月１日以降の勤務証明を勤務先で作成され次第、提出してください。

Ｑ：両親は共働きで祖父母も同居です。祖父母は昼間畑仕事をしていますが、児童クラブを利用できますか？
Ａ：家庭菜園等は、家庭での保育が可能と思われますので、登録利用はできません。一時利用（月１０日以内）をご利用ください。畑仕事を調整いただくなど、家庭での生活をお願いします。農業で生計を立てており、家庭での保育が難しい場合は、登録利用申込をしてください。

Ｑ：明日から働き始めます。すぐ利用できますか？
Ａ：利用には所定の手続きがあり、申込から利用開始まで準備等で時間を要します。利用希望月の前月２０日（休日の場合は、前日までの開庁日）までに申込してください。

Ｑ：児童クラブで学校の宿題を終わらせてほしいのですが。
Ａ：児童クラブは学習を目的とした場所ではありません。児童クラブ職員が宿題の内容について教えたり、終わったかどうかを確認することはありません。基本的な生活習慣を身につけるため、机に向かう時間を設けていますが、学習の内容についてはご家庭で確認してください。

Ｑ：登録利用から一時利用へ変えたいのですが。
Ａ：登録利用を解除する利用解除届と一時利用申込書を同時に提出してください。利用希望月の前月２０日（休日の場合は、前日までの開庁日）までお願いします。

★注意していただくこと★

○土曜日、振替休業日、長期休業中などの開設時間は、７時３０分からです。開設時間前に来た児童について、児童クラブで責任を負いません。

○児童クラブは限られた設備、環境の中で少数の児童クラブ職員で運営しています。要望に応じきれない場合もあることをご理解ください。児童クラブの運営には、保護者のご理解、ご協力が不可欠です。

○保護者の就労がない日は、児童クラブを利用できません。ご家族で楽しくお過ごしください。

○児童クラブは、放課後自宅が留守となる児童が保護者の帰宅までのあいだ、利用する施設です。「児童クラブで友達と遊びたいと言っているから」、「歩いて帰らせるのが可哀そうだから」というような理由で利用する施設ではありません。**本当に児童クラブを必要としている方に利用していただくために、まずは近くに住む親族の協力を含め、放課後保育できる環境にないか検討してください。**

○児童クラブは集団生活の場所です。学校と同様に決まり、約束を守らなければならないことを家庭でも指導してください。決まり、約束を守ることができず、児童クラブ運営に支障をきたす場合は、児童クラブを退会していただくことになります。

〇現在、児童クラブは他学年の児童とともに、多くの児童が集団生活しています。個別に配慮を要する児童に関しては、追加して児童クラブ職員を配置できる状況にありません。事前に児童に合った環境かどうか検討していただくようお願いします。

〇食物アレルギー等で、別途おやつの特別食を準備することは難しい状況です。ご心配な方は児童クラブまでご相談ください。

〇感染症の流行（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）により、学校、学級、学年閉鎖となった場合は、児童クラブを利用することはできません。ご家庭での保育をお願いします。感染拡大防止のため、児童の兄弟姉妹の利用についても控えていただくようご協力をお願いします。

〇警報発令時や気象災害等により児童クラブを開設しない場合があります。また、警報発令時などは、安全を確認の上、できるだけ早いお迎えのご協力をお願いします。

〇利用中に父母（祖父母等）が退職した場合、利用解除または一時利用への切り替えが必要になります。速やかに児童クラブ職員へお知らせし、所定の手続きをしてください。

★保護者の方へお願い★

〇児童クラブの利用について、お子様とよくお話してください。
特に高学年のお子様は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。放課後の過ごし方について、家庭で話し合っていただき、なぜ利用しなければならないのかを児童と保護者で共有してください。

〇ご家庭での時間、児童クラブ以外でお友達と遊ぶ時間を作ってください。
児童クラブは、ご家庭がやむを得ず児童との時間が持てない（保育できない）間の支援であり、安らぎの場であるご家庭での保育がとても大切です。ご家庭で保育できる状態にあるときは、開設時間内であってもお迎えに来ていただき、ご家庭で過ごす時間を作ってください。

〇開設時間内での送迎にご協力ください。
開設時間外はお子様をお預かりできません。土曜日、振替休業日、長期休業中も同様です。

〇発達が気になる児童について
児童クラブは集団生活です。児童（お友達）によっては、集団生活が負担となる場合があります。その際は、利用についてご相談させていただくことがあります。その他、「放課後等デイサービス」などの福祉サービスの利用もできます。詳しくは町福祉こども課にご相談ください。